

人

課員

鳥取縣公報

昭和十八年二月二十三日
第千四百十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 縣令
防空法ニ基ク實費辨償支給規程……………一頁
- 條例
有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例改正……………一頁
- 訓令
縣費支辨旅費規則中改正……………一頁
- 告示
國費支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規程改正……………一頁
- 批發金販賣價格指定廢止……………一頁
- 縣立諸學校並青年學校養成所卒業式期日……………六頁
- 乳用牛、外國種々牝牛ノ結核病検査……………六頁
- 青年學校教員養成所入所女生徒募集……………八頁
- 保安林解除……………二頁
- 彙報
十八年度甘藷増産技術の改善方針……………一七頁
- 國防技術指導者養成會……………三頁
- 批發金販賣價格指定……………三頁

縣令

鳥取縣令第十八號

防空法ニ基ク實費辨償支給規程左ノ通定ム

昭和十八年二月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

防空法ニ基ク實費辨償支給規程

第一條 防空法第十四條ノ規定ニ依リ知事ノ支給スベキ實費辨償ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 實費辨償ヲ受ケントスル者本令ノ規定ニ基キ知事ニ提出スベキ書類ハ其ノ者ガ縣直屬ノ場合ヲ除クノ外從事地所轄警察署長ヲ經由スベシ

第三條 辨償スベキ實費ハ手當、旅費及宿泊料トシ別表ノ金額トス

第四條 實費辨償ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ添附シ別記様式

00665

建具工	
土工	
自動車運轉者	協定賃金 (最高初 給賃金)
船舶操縦者	二、五〇

備考

- 一 旅費ハ交通機關ヲ利用スルノ已ムナキ場合ヲ除クノ外居住地市町村内ニ於テ防空ノ實施又ハ防空ノ訓練ニ從事シタルトキハ之ヲ支給セズ
- 二 車馬賃ハ通算ノ上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨トス

條例

鳥取縣條例第二號

昭和七年七月鳥取縣條例第十二號有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例中左ノ通改正シ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年二月二十三日
鳥取縣知事 土 肥 米 之
第十三條及別表中第六號表及第七號表ヲ削除ス

訓令

鳥取縣訓令甲第二號

官 房 長
內 政 部 長
警 察 部 長
各 廳 長
昭和十八年二月二十三日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二十條 削除

第二十一條第二號中「月手當百六十圓以上」ヲ「月手當百七十圓以上」ニ第三號中「月手當百圓以上百六十圓未滿」ヲ「月手當百十圓以上百七十圓未滿」ニ第四號中「月手當五十圓以上百圓未滿」ヲ「月手當五十五圓以上百十圓未滿」ニ第五號「月手當五十圓未滿」ニ未ム

00666

別表第一號表中「課長及官房主事」ヲ「課長」ニ「課長及官房主事ニアラザル者」ヲ「課長ニアラザル者」ニ「雇員及之ニ準ズル者」ノ縣内宿泊料ヲ「二、三〇〇」ヲ「二、六〇〇」ニ「備人」ノ縣内日當ヲ「一、〇〇〇」ヲ「一、二〇〇」ニ縣内宿泊料ヲ「一、〇〇〇」ヲ「一、五〇〇」ニ改メ第十五號表及第十大號表ヲ削除ス

附 則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
訓令先中「總務部長、學務部長、經濟部長」ヲ「官房長、內政部長」ニ改メ「知事官房主事」ヲ削ル

鳥取縣訓令甲第三號

- 官 房 長
- 內 政 部 長
- 警 察 部 長
- 地 方 事 務 所 長

警 察 署 長
國民職業指導所長

大正九年六月鳥取縣訓令第三十九號國費支辨ニ係ル內國旅費減額及支給規程左ノ通改正シ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十八年二月二十三日
鳥取縣知事 土 肥 米 之
第五條及第六條 削除

別表第一號表中「官房主事及」「及官房主事」及「官房主事」ヲ削リ「雇員及之ニ準ズベキ者」ノ宿泊料ヲ「二、三〇〇」ヲ「二、六〇〇」ニ「備人及之ニ準ズベキ者」ノ日當ヲ「一、〇〇〇」ヲ「一、二〇〇」ニ宿泊料ヲ「一、〇〇〇」ヲ「一、五〇〇」ニ改メ第號表及第四號表ヲ削除ス

附 則

訓令先中「總務部長、經濟部長、學務部長」ヲ「官房長、內政部長」ニ改メ「知事官房主事」ヲ削ル

00669

鳥取縣告示第九十號

鳥取縣立青年學校教員養成所ニ於テ昭和十八年四月入所セシムベキ女子生徒ヲ左ノ要項ニ依リ募集ス
詳細ハ其ノ所ニツキ照會スベシ

昭和十八年二月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 募集人員 第一學年 約二十名
- 二 出願期限 昭和十八年自三月一日 至三月十五日
- 三 志願者資格 本所ニ入學セントスル者ハ左ノ各項ニ該當スル女子ニシテ青年學校教員タルノ志操堅確、身體健全、在學中家事ニ係累ナク且夫ヲ有セザルモノタルベシ

- 一 高等女學校、師範學校ヲ卒業シタル者又ハ本年三月卒業ノ見込ノ者
- 二 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者又ハ本年三月卒業ノ見込ノ者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニヨリ試驗檢定

四 入學考查

○ 考查場所 鳥取縣立青年學校教員養成所 (因美線津ノ井驛下車西一軒岩美郡米里村古郡家)

○ 考查日時及科目

期日	時
自 三月二十一日	自午前八時 至午後四時
至 三月二十二日	學科並ニ人物考查 身體 檢 査

備考 學科考查ハ高等女學校卒業程度ヲ以テ國語 (國文解釋及作文) 國史及數學ニツキ之ヲ行フ

ニ合格シタル者

- 四 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年ノ實科高等女學校又ハ之ト同程度ノ實科高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ本年三月卒業見込ノ者
- 五 國民學校本科訓導ノ免許狀ヲ有スル者
- 六 國民學校初等科訓導ノ免許狀ヲ有スル者
- 七 國民學校專科訓導ノ免許狀ヲ有スル者

00670

鳥取縣告示第九十一號

昭和十八年ニ於ケル馬ノ種付及春季配合檢査左記ノ通り施行ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通告アリタリ
昭和十八年二月二十三日

(一) 種 牡 馬 ノ 種 付

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種付所又ハ種付場 名稱 所在地	種牡馬 ノ名稱	生産用 區 分	種 類	年 齡	種 付 料	種 付 始 終 月 日	所 屬 區 分	備 考
本所 東伯郡成美村	金龍	小格腕馬	中半血種	一〇	無料	三月十一日 六月三十日	種馬所	
倉吉 同種倉吉町	立好	同	重半血種	四	同	四月二十五日 六月二十八日	同	
大高 西伯郡大高村	隆海	同	アングロノルマン系種	九	同	七月五日	同	
入郷 日野郡入郷村	北良	同	重半血種	一〇	同	七月一日	同	
米澤 同郡米澤村	北光	同	アングロノルマン系種	四	同	四月五日	同	
多里 同郡多里村	入風	同	中半血種	六	同	七月六日	同	
因幡 鳥取市卯垣	荒歌	同	アングロノルマン系種	七	同	四月一日	同	
同上	松入	同	中半血種	五	同	三月二十五日	同	
同上	汎豊	同	重半血種	五	同	七月三十一日	同	
同上	千勇	同	アングロノルマン系種	五	同	七月三十一日	同	

幡郷	西伯郡幡郷村	貴空	同	中半血種	七	同	四月三日	米子市 西伯郡 畜産組合
名和	西伯郡名和村	美静	同	中半血種	五	同	七月二十日	
貝田	日野郡米澤村	蘭龍	同	中半血種	五	同	七月二十日	同
山上	同郡山上村	瑞月	同	中半血種	五	同	七月十五日	日野郡 畜産組合
石見	同郡石見村	軍玉	同	中半血種	四	同	七月十五日	同
		榮普	同	中半血種	六	同	七月十五日	同

備考

一 前記種牝馬又ハ他ノ道府縣ニ於テ供用セラル、種牝馬ノ種付ヲ受ケントスル種牝馬ニ付テハ配合検査ヲ行ヒ種馬ノ配合ヲ決定スルモノトス

前項ノ種牝馬ノ配給決定申請書ハ配合検査當日検査場ニ於テ検査員ニ之ヲ提出スベシ
二 配合検査ニ際シテハ優良種牝馬ハ指定證明書ヲ普通種牝馬ハ血統證明書ヲ持参スベシ

(二) 春季配合検査ノ場所及期日

名稱	位置	検査期日	検査開閉時刻	摘要
本所	東伯郡成美村種馬所構内	三月十一日	自正午 前九時	
因幡	鳥取市卯垣因幡種付場	三月十二日	同	
倉吉	東伯郡倉吉町家畜市場	三月十三日	同	
名倉	西伯郡御來屋町家畜市場	三月十四日	同	

大高	同郡大高村大高種付所	三月十五日	同	
幡郷	同郡幡郷村幡郷種付場	三月十六日	同	
八郷	日野郡八郷村八郷種付所	三月十七日	同	
米澤	同郡米澤村米澤種付所	三月十八日	同	
多里	日野郡多里村多里種付所	三月十九日	同	
山上	同郡山上村山上種付場	三月二十日	同	
石見	同郡石見村石見種付場	三月二十一日	同	

鳥取縣告示第九十二號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十八年二月二十三日

專門科名	診療所所在地	氏名	鳥取縣知事 土肥 米之
内科	東伯郡倉吉町越殿町 厚生病院	洪 恭 楷	指定年月日 昭和十八年二月十八日

鳥取縣告示第九十三號

左記ノ保安林ヲ解除セントス

昭和十八年二月二十三日

鳥取縣知事 土肥 米之

00673

字	地番	保安林種	解除面積	所有者
入頭郡	入東村大字皆原			
	ホソザユ	水源潤養林	一町、二〇〇〇	入東村大字皆原
	眞長谷	同	七、二三二〇	同
	小屋場	同	三、〇〇〇〇	同
	佛谷	同	三、九〇〇〇	同
	スシカ谷	同	五、八六二〇	同
	ハナ戸ノ崎	同	七、三六二〇	同
	若林	同	四、三三一〇	同
	セシシ	同	四、〇〇〇〇	同
	小フキ	同	二、五〇〇〇	入東村
	吉ノ木	同	二、五〇〇〇	同
	同郡船岡村大字坂田			
	喜和井谷東側	水源潤養林	二〇、〇〇〇〇	船岡村
	竹谷	土砂并止林	五、〇〇〇〇	同
	堤下口	同	八、〇〇〇〇	同
	大安寺	同	一、二〇〇〇	同
	同郡下私都村大字山路			
	同		三、三〇〇〇	同

00674

家億	二五七	土砂并止林	、四〇二八	下私都村大字山路
長サコ	二六三ノ三	同	、四〇〇〇	同
北溪	二七〇	同	、二九二一	同
同	二七一	同	、二八二〇	同
同郡同村大字上峰寺				
笑道谷	三八六ノ三	土砂并止林	、八〇〇〇	下私都村、大字上峰寺、大字下峰寺、大字大坪
同	三八六ノ六	同	、一〇〇〇〇	同
同	三八六ノ七	同	、五〇〇〇	同
同	五八六ノ一〇	同	、三〇〇〇	同
同郡同村大字下峰寺				
元結谷	四八六ノ六	土砂并止林	、〇五〇〇	下私都村、大字上峰寺、大字下峰寺、大字大坪
同	四八六ノ七	同	、一五〇〇	同
同	四八六ノ八	同	、三〇〇〇	同
同郡同村大字山上				
家ノ奥山	四一五ノ二	土砂并止林	三、〇〇〇〇	下私都村大字山上
ミナシ谷	四三九ノ一	同	二七、一二二三	同村大字山上、大字延命寺
同郡同村大字延命寺				
小屋ガ谷	二九九	土砂并止林	、二七二六	荻原春三
同	三〇〇	同	、〇七一四	同
同	三〇一ノ二	同	、一五〇〇	同

00675

丸山	三三九	同	、五六〇〇	豐田梅藏
松上谷	三三〇ノ二	同	、八三三二	芦谷勝田郎
同 同郡大御門村大字西御門				岡森壽賀藏
下通谷	一、〇〇三	土砂并止林	、八一〇〇	賀茂村大字郡家
同	一、〇〇〇ノ一	同	、一〇〇〇	大御門村大字西御門
同	一、〇〇〇ノ二	同	、一五〇〇	賀茂村大字郡家
葛蒲谷	九七九ノ二	同	一、八四二八	大御門村大字西御門
同	九七九ノ三	同	一、一一二八	同
孫右衛門谷	九七八ノ一	同	、四〇〇〇	同
同	九七八ノ二	同	二、〇五二三	船岡村
同	九七八ノ三	同	三、二八二七	隼村大字上野
同	九七八ノ四	同	四、四五〇〇	大御門村大字西御門
同	九七八ノ五	同	、〇五〇〇	同
同	九七八ノ六	同	一、八五一〇	賀茂村大字宮谷
同	九七八ノ七	同	一、五〇〇〇	同 村大字郡家
同	九七八ノ八	同	、二五二四	大御門村大字西御門
赤岩	九七七ノ一	同	、一七一九	同
同	九七七ノ二	同	四、二二二一	國中村大字久能寺
同	九七七ノ三	同	一、八〇〇〇	船岡村

00676

同	九七七ノ四	同	二、二〇〇〇	同 村大字宮谷
同	九七七ノ五	同	五、九八〇〇	同 村大字郡家
戸口ノ奥	九七六ノ二	同	、〇三三七	大御門村大字西御門
同	九七六ノ八	同	、三〇〇〇	同 村大字市谷
同	九七六ノ九	同	二、一〇〇〇	同 村大字西御門
同	九七六ノ一〇	同	、一六〇三	同
同	九七六ノ一一	同	、四五二七	國中村大字久能寺
岩崩	八〇〇	同	三、〇〇〇〇	大御門村大字西御門、同 村大字市谷、隼村大字上野
同	八一〇	同	四、五〇一五	同
花原谷	八〇七	同	、二六二〇	同
同	八〇八ノ二	同	一、五〇〇〇	大御門村大字西御門、大字市谷、隼村大字上野、下私都村大字山田
海長谷	八一	同	三、二〇〇五	大御門村大字西御門、同 村大字市谷、隼村大字上野
同	八二ノ二	同	二、〇〇〇〇	大御門村大字西御門、大字市谷、隼村大字上野、下私都村大字山田
同	八一七	同	、四五二五	大御門村大字西御門、大字市谷、隼村大字上野
菅町	八四四	同	一、〇〇〇〇	國中村大字久能寺、大御門村大字西御門、賀茂村大字宮谷
同	八八七	同	一、〇〇〇〇	同
同郡同村大字市谷				
深谷ノ二	六二ノ二	土砂并止林	三、五〇〇〇	大御門村大字市谷、大字西御門、隼村大字上野

00677

西伯郡	宇田川村	大字	福岡	土砂并止林	二、九三〇八	淀江町
栗谷	一、四〇一	同	同	二、八二二〇	同	同
同	一、四〇二	同	同	三、六〇一八	同	同
同	一、四〇三	同	同	二、三三〇〇	同	同
同	一、四〇四	同	同	一、六二一五	同	同
同	一、四〇五	同	同			
同郡	同村	大字	稻吉			
馬那良	一、二一六	同	同	八、九七一〇	淀江町	
同	一、二一七	同	同	三、五三二〇	同	
同	一、二一八	同	同	九、三三一一	同	
同	一、二一九	同	同	、二五二九	同	
同	一、二二〇	同	同	四、八〇〇	同	
奥ノ谷	一、一八七	同	同	一〇、九九二五	同	

鳥取縣告示第九十四號

鳥取縣立正道館ヲ鳥取縣東伯郡以西村ニ設置シ昭和十八年二月ヨリ開設ス

昭和十八年二月二十三日

鳥取縣知事

土肥米之

正誤

昭和十八年二月二十二日附鳥取縣告示第七十九號中三頁十一行目「下中島林」ハ「下中嶋林」、同第八十號中六頁六行目「同郡社村大字家ノ」ハ「同郡社村大字家奥」、九行目「平尾磯」ハ「平尾磯治」ノ孰モ誤

00678

彙報

十八年度の甘藷増産

技術的改善方針

食糧増産は今や統後農村職域奉公の最大義務である。昨年は内地米作も極めて良好な結果を得て、農村ではひと安心といった氣持が濃い向もあるかと思はれるが、朝鮮や臺灣の生産状況から考へると決して心を緩めてはならぬのであつて、殊に外米輸入關係の現況からいつて、食糧の國內増産は益々喫緊な問題となつてゐるのである。

かうした事情からも昭和十八年度の甘藷についてはいよく増産の必要が強化されてゐるが、また一面軍需その他重要工業の上からも、澱粉原料としてアルコール原料としてその増産が強く要請されてゐて、本年は農家の本格的な増産はもとより、一般家庭に於ける自給自足の點からも努めて空地荒地等を利用して、これが栽培に協力しこれが増收に拍車をかけられるやう切望する次第である。

今回「は」この甘藷の栽培に關する増産上の技術的改善方針を決定したので、左にこれを掲げて指導者並に栽培者各位の指針とすることとする。

一、多收品種の選定

現在栽培せられてゐる品種は食味・形状・收量・澱粉含量・熟期・育苗の難易・環境に對する感應性・病蟲害に對する強弱等各種の點に於て缺點を有するものがあるので、更にこれを再検討して左記品種の中から各栽培地に適する品種を選定して、急速にこれが普及に努め、増産能率の向上を圖らねばならぬ。

- 岩手二號
- 伯州赤
- 農林一號
- 沖繩一〇〇號
- 護國(高系四號)
- 山陰一號
- 農林二號

二、育苗の改善

甘藷は苗の良否によつて收穫量に非常な影響があるものであるから、立派な苗を豊富に養成することが極めて必要であつて、これが成否は實に増産上重要條件たる適期植付、期日の短縮、植付後の生育の良否等に關聯することも頗る多いのである。いま良苗育成に關して改善すべき點を記すと

00679

1 種蒔の選別

從來小蒔を數多く伏せ込む結果苗が弱くなる嫌ひがある
ので、種蒔は五十匁から百匁程度のもので健全なものを選
別することが大切である。

2 苗床面積の擴張

蒔をあまり厚く伏せることは良い苗を得る上によくはないか
ら、薄伏に改善することが大切である。從來は本圃一反分
を一坪半から、二坪位に伏せてゐたのであるが、少くも苗
床面積を三割以上増し、即ち二坪乃至二坪半に擴張せねば
ならぬ。

3 温床育苗の勵行

温床の醸熟材料が不足のため、苗の成育に當つて萌芽が
不揃になつたり苗數が少くなつたり、或は生育が遅れて挿
苗の適期を逸し、減收を來たす等の結果を生ずることがあ
るから、それらの温床に適するやう材料を踏み込んで、
適期に健康な苗を獲得するやうにせねばならぬ。

4 苗購入の慣習打破

良い苗を適當な時期に挿苗する爲には自家育苗といふこ
とが必要であるから、農家では熟練家を中心とする共同育
苗、又は團體育苗を勵行し、町村農會は適宜苗蒔調査を行

つて指導するやうにせねばならぬ。

三、適期挿苗

農村では勞力關係等からとかく挿苗が遅れがちになる向もある
やうであるが、挿苗時期は特に増收に影響することが多いので、
適期を逸せぬやうにせねばならぬ。大体に於て霜害を被らぬ限り
早植をすることが肝要である。

1 植付時期

植付の適期は氣候とか經營の様式等によつて違ふけれども
凡そ五月の中下旬であつて、大麥の成熟前十日位に當つて
ゐる。

2 植付期間

植付は最も適當な時期を中心として短期間に終了するやう
にし、長くとも一ヶ月以内とすべきである。

3 苗と植付時期

大きく丈夫な苗を植ゑることは増産上肝要なことであるが
しいて大きな苗を欲するの餘り植付の適期を失してはなら
ぬ。

四、畦立並に栽培密度

甘藷は熱のよく透ること及び空氣の流通のよいことを好む

00680

のであるから、畦の高さや植栽の密度に留意し、苗の、地力

施肥量等と關聯してよく考慮して栽培しなければならぬ。

1 畦の高さ

高畦は濕氣を減少せしめて地温を上昇させることに効力が
多いから、地下水の高い土地とか重粘な土地、排水のよく
ない所、肥沃地、日蔭地等では特に畦を高くすることが必
要であつて、前作の畦間について留意すると共に甘藷を後
作とする麥作には肥料を稍々多く施行せねばならぬ。尙柔
園跡地等で肥沃に過ぎて莖葉が繁茂し、收量の少ない畑では
高畦は最も効果が著しい。

2 栽植密度

瘠薄な土地、施肥量の少い時、又は苗の小さいものを用ひ
る時は反當四―五千本とし、これに反する場合は稍疏く栽
植すべきであるが、苗數が少い場合は植付後の障害による
影響が多いから、大きな苗を用ひる場合でも反當三千本を
下らぬやうにすることが安全である。

五、肥 科

甘藷は極めて作りやすい作物ではあるが、栽培地の風土、地質
等による肥料の與へ方で收量の多寡に非常な影響があるから、充
分なる考慮の必要がある。

1 窒 素

甘藷は窒素の吸収力が極めて大きくて窒素過剰による危険
が多いものである。特に加里肥料の施用量が少いとその相
關々係によつて二層窒素過多となり易いものであるから、
窒素肥料の施用に當つては蒔の品種、地力、前作物の如何
加里施用量等を充分考へて其の調節に慎重を期しなければ
ならぬ。

2 磷 酸

黑色火山灰土、不良土等のやうに磷酸の肥効が少い土壤で
は、相當磷酸肥料を施さねばならぬのであるが、その他の
土地では一般に磷酸はあまり甘藷にはその効果は少いもの
である。然るに舊くからの習慣のまゝに比較的これを多用
する向が少くないので、これが合理的な施用の普及を圖つ
て消費の調整に努めねばならぬ。

3 加 里

加里肥料は甘藷には特に効果の著しい肥料であつて、これ
を多く施用することによつて増收を得ることが出来るもの
であるから、極力これが施用の増加に努め、且つ堆厩肥の
改良増産、草木灰等灰類の利用に一段と努力しなければな
らぬ。

00681

4 追肥

砂地、瘠薄地、品種、生育状況等を考慮して適期に追肥を施すことは効力が多い。

六、管理

中耕や除草が遅れると生育を阻害するばかりでなく多大の努力を要することとなるから、これが早期実施を勵行せねばならぬ。

七、病蟲害の防除

1 黒斑病(附根腐病)

この病氣を防除する要諦は無病の苗を植るといふことにあるから、特に無病種苗の使用及び種苗の温湯消毒に重點を置かねばならぬ。

2 紋羽病

桑園整理跡地等は、この病氣に罹り易いものであるが、すべてこの病氣の發生地の被害株や細根はこれを完全に除去して、沖繩一〇〇號の如き早生種を作付し、九月中旬までに早掘りをするとか、或は禾本科作物等この病氣の被害の少ない作物との適宜な輪作を行ふべきである。

3 線 蟲

河原(鹿兒島)細蠶等は比較的この被害が多く、沖繩一〇〇號、農林工號は被害の少ない品種であるからよく考慮選定

し、堆肥を増施することが最も適當と認められる。なほ線蟲は砂土、輕鬆土、その他排水の良い地帯に多いものであるから、このやうな地帯に於ては格別注意し、被害地よりの種苗や苗移入を避けねばならぬ。

八、收穫期

從來收穫期が遅すぎて貯蔵諸の腐敗を招くことの多かつた地帯では、收穫期を早めるやうにせねばならぬ。特に地表近く諸を生じて居る場合、並に蔓の繁茂が少い場合に於てはこの點特に注意を要する。

九、採 種

健全な種苗を得ることは増産上極めて重要なことであるから、採種用として選種の無病畑地を選び、健康な苗の植付、異型の除去、病蟲害の豫防驅除、早期收穫、種苗の消毒、貯蔵中の管理等の完全を期せねばならぬ。

十、貯 藏

甘藷は近來貯蔵中に腐敗するものが多いので、種苗の自給上これが完全貯蔵を圖ることは極めて重要である。貯蔵に當つては種病諸でなく、貯蔵前に霜害を受けぬことに注意し、貯蔵中は寒暖計を用ひて攝氏十二度乃至十三度の適温を保持せしめ、濕氣

00682

國防技術指導者錬成會

三月二十四日より大山廠舎で

國防技術の錬成は大政翼賛會の行ふ行事として曩に閣議に於て決定せられてゐるのであるが、今回その趣旨に即して本縣民の間に國防技術錬成の氣運を醸成せしめ、剛健なる体力と確固たる敵愾心を涵養する爲、大政翼賛會鳥取縣支部主催、中部第四十七部隊、鳥取縣及び帝國在郷軍人會鳥取支部後援の下に、來る三月二十四日より二十七日まで三泊四日間、西伯郡逢坂村大山陸軍演習廠舎に於て第一回國防技術錬成會を実施することとなつた。

錬成要目は

- 學科 翼賛運動に關するもの
國防技術に關するもの
- 實科 体操、教練、銃劍術
射撃、戰場運動

であつて、一般縣民に實戰即應の國防技術を普及徹底する爲の基

本訓練(一)、各指導者をして自信を得しめようとする(二)あり、參加者は翼賛壯年團、在郷軍人會、青年團、婦人會、農業報國聯盟、商業報國會、産業報國會の中から各團体長が市町村支部長と協議して、身体強壯にして大政翼賛運動に熱烈挺身しつゝある者を推薦することになつてゐる。

錬成隊は五百七十六名とし、第一區隊より第七區隊まで各八十二名づゝを七區隊に分ち、各區隊を四班に編成し、各隊員は軍服、國民服又は之に準ずる教練に支障なき服装をなし、銃、銃劍、武器手入用具、手榴彈、木銃、銃劍道防具等を携行して陸軍廠舎に入るのである。其の他第一日の朝食を持つ外其の期間内の食糧米を携行せねばならぬが、往復旅費實費及錬成中の經費は翼賛會支部で負擔することになつてゐる。

靴裏金販賣價格指定

本縣告示(昨年十一月二十日)は廢止

商工省では靴裏金を日本靴用品商業組合をして運賃をプールせしめ近く配給統制を実施する方針であるが、本年一月二十七日商

00683

工省告示第五十九號を以て靴裏金の小賣業者最高販賣價格を

底金	一ケ	大、中、小	四、三、二	錢
小形底金	一ケ		二	錢
三角底金	一ケ		二	錢

と指定せられたので、本縣では昨年十一月二十日付を以て告示した小賣價格は二月二十三日限り之を廢止した。

尙ほ此の價格は日本鍛鑄鐵工業組合聯合會の検査に合格した一級品の價格で、二級品は二割下げ、合格したもの以外の價格は五割下げであつて賣主店先渡價格(打込賃を含む)である。

◎ 行旅死亡人

岡山縣淺口郡里庄村長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通知扱ノ旨申出有之候ニ付心當ノ向ハ直接關係村長宛照會相成度

- 一、本籍 住所居所不明、女、年齢三十餘歳、身長五尺、瘡形、頭髮斷髮ニシテ薄シ
- 一、着衣 銘仙薄茶花模様、羽織綿紗紺色花模様、帶金通シ名古屋帶、晒襦袢、モス長襦袢胸着、足袋白關助九文三分、腰卷三枚白トキ毛糸赤

昭和十八年二月二十三日印刷
昭和十八年二月二十三日發行

一、携帶品 布製婦人持ガマロ一個金二十七圓十錢在中櫛(ツグ)懐中炬燵、十二月五日付大母

腕ニ注射ノ痕アリ

右昭和十七年十二月九日午前三時頃本村大字里見地内(里庄驛ヨリ東一軒)山陽線路上ニ死亡(列車ヨリ轉落致死ト認メラル)セルヲ發見假埋葬ニ付シタルニ付心當リノ向ハ本村役場ニ承合セラルベシ

◎ 行旅死亡人

福島縣耶麻郡千里村長ニ於テ身元不明ノ行旅死亡人左記ノ通知扱ヒノ旨申出有之候ニ付心當リノ向ハ直接取扱者宛照會セラレ度

- 一、本籍、住所、身分、職業、不詳
- 一、氏名、年齢(自稱) 生方 啓子 (推定)二十六年以上三十九位
- 一、死亡ノ種別年月日 溺死(自命)昭和十七年十二月^{自二十日}至^{三十二日}
- 一、假埋葬年月日 昭和十七年十二月二十四日耶麻郡千里村大字堅田字小黒海岸ノ墓地へ假埋葬ス
- 一、取扱者 千里村長

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣務支所